

広島県告示第三百五十四号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名	称	所	在	地
県立神石三和病院		神石郡神石高原町小島一七六三番地二		

二 救急病院として認定された病院

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
神石高原町立病院		神石郡神石高原町小島一七六三番地二			平成二四年三月三十一日	新規